

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
(平成18年6月9日京都市条例第5号)(都市計画局建築指導部指導課)

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)祇園町南側地区地区計画(以下「祇園町南側地区地区計画」といいます。)及び京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)西京桂坂地区計画(以下「桂坂地区計画」といいます。)が変更され、新たにA地区、B地区及び桂坂第19地区として区分された区域において地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおりそれぞれの区域内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めるとともに、規定を整備することとしました。

1 適用区域

名称	区域
祇園町南側A地区	祇園町南側地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域(京都市東山区祇園町南側及び同区小松町の各一部)
祇園町南側B地区	祇園町南側地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域(京都市東山区祇園町南側及び同区小松町の各一部)
桂坂第19地区	桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂第19地区として区分された区域(京都市西京区御陵大枝山町四丁目の一部)

2 制限の内容

計画地区の名称	制限	
	事項	内容
祇園町南側A	建築物の用	建築してはならない建築物

地区	途の制限	<p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業（同項第2号に掲げるものを除く。）、同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「風俗営業等」といいます。）の用に供するもの</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	80平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>建築基準法第42条第3項の規定により水平距離が指定された道路の境界線（同項の規定により境界線とみなされる線がある場合にあっては、当該線。以下「3項道路の境界線」といいます。）までの距離の最低限度 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる距離</p> <p>(1) 地盤面からの高さが6.5メートル以下の建築物の部分 0.6メートル</p> <p>(2) 地盤面からの高さが6.5メートルを超える建築物の部分 3メートル（次のいずれにも該当する建築物にあっては、0.6</p>

		<p>メートル)</p> <p>ア 3項道路の境界線までの距離が3メートル以内にある軒の高さが6.5メートル以下であること。</p> <p>イ こう配が10分の3から10分の4.5までの屋根を有すること。</p> <p>ウ 3項道路の境界線までの距離が3メートル以内で、かつ、地盤面からの高さが6.5メートルを超える建築物の部分(軒、ひさし、手すりその他これらに類するものを除く。)に3階以上の部分が含まれていないこと。</p>
	建築物の高さの最高限度	15メートル
祇園町南側B地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業等の用に供するもの</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</p>
桂坂第19地区	建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 1戸建て専用住宅</p> <p>(2) 診療所</p> <p>(3) 巡査派出所等</p> <p>(4) 前3号の建築物に付属するもの(建築基</p>

	準法施行令第130条の5に規定するものを除く。)
建築物の敷地面積の最低限度	330平方メートル

この条例は、平成18年6月9日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年6月9日

京都市長 榊本 頼 兼

京都市条例第5号

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 祇園町南側地区の項を次のように改める。

祇園町南側A地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）祇園町南側地区地区計画（以下「祇園町南側地区地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域
祇園町南側B地区	祇園町南側地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域

別表第1 桂坂第18地区の項の次に次の1項を加える。

桂坂第19地区	桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂第19地区として区分された区域
---------	--

別表第2 祇園町南側地区の項を次のように改める。

祇園町南側A地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項第2号に掲げるものを除く。次項において同じ。）、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話
----------	-----------	--

	<p>異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</p>
<p>建築物の敷 地面積の最 低限度</p>	<p>80平方メートル</p>
<p>壁面の位置 の制限</p>	<p>法第42条第3項の規定により水平距離が指定された道路の境界線（同項の規定により境界線とみなされる線がある場合にあっては、当該線。以下「3項道路の境界線」という。）までの距離の最低限度 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる距離</p> <p>(1) 地盤面からの高さが6.5メートル以下の建築物の部分 0.6メートル</p> <p>(2) 地盤面からの高さが6.5メートルを超える建築物の部分 3メートル（次のいずれにも該当する建築物にあっては、0.6メートル）</p> <p>ア 3項道路の境界線までの距離が3メートル以内にある軒の高さが6.5メートル以下であること。</p> <p>イ こう配が10分の3から10分の4.5までの屋根を有すること。</p> <p>ウ 3項道路の境界線までの距離が3メートル以内で、かつ、地盤面からの高さが6.5メートルを超える建築物の部分（軒、ひさし、</p>

		手すりその他これらに類するものを除く。)に 3階以上の部分が含まれていないこと。
	建築物の高 さの最高限 度	15メートル
祇園町南側B 地区	建築物の用 途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業, 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型 電話異性紹介営業の用に供するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの

別表第2 四条通A地区の項中「及び店舗型電話異性紹介営業」を「又は店舗型電話異性紹介営業」に、「に掲げる要件に」を「のいずれにも」に、「四条通B地区の項」を「次項」に改め、同表四条通B地区の項中「及び店舗型電話異性紹介営業」を「又は店舗型電話異性紹介営業」に、「に掲げる要件に」を「のいずれにも」に改め、同表桂坂第18地区の項の次に次の1項を加える。

桂坂第19地 区	建築物の用 途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 診療所 (3) 巡査派出所等 (4) 前3号の建築物に付属するもの（令第130 条の5に規定するものを除く。）
	建築物の敷 地面積の最 低限度	330平方メートル

別表第2 醍醐センター地区の項中「及び」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)